

平成22年12月10日 開会  
平成22年12月22日 閉会  
(定例第10回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第152号

平成22年第10回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年12月6日

大山町長 森田 増範

1 日 時 平成22年12月10日 午前10時

2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

竹 口 大 紀

大 森 正 治

野 口 昌 作

近 藤 大 介

吉 原 美智恵

諸 遊 壤 司

小 原 力 三

椎 木 学

西 山 富三郎

米 本 隆 記

杉 谷 洋 一

池 田 満 正

西 尾 寿 博

岩 井 美保子

足 立 敏 雄

岡 田 聰

鹿 島 功

野 口 俊 明

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

..

---

# 第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 22 年 12 月 10 日 (金曜日)

---

## 議 事 日 程

平成 22 年 12 月 10 日 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 148 号 大山町索道事業基金条例の制定について

日程第 5 議案第 149 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 150 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 151 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 152 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 153 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 154 号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第 11 議案第 155 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について

日程第 12 議案第 156 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 13 議案第 157 号 大山町渡道辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 14 議案第 158 号 大山町明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 15 議案第 159 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 16 議案第 160 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 17 議案第 161 号 平成 22 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 18 議案第 162 号 平成 22 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 19 議案第 163 号 平成 22 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 20 議案第 164 号 平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 21 議案第 165 号 平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 3 号)

日程第 22 議案第 166 号 平成 22 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 23 議案第 167 号 平成 22 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 168 号 平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 169 号 平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 170 号 平成 22 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 171 号 平成 22 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 172 号 平成 22 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 行政視察調査の報告について（教育民生常任委員会）

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員（18名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 竹 口 大 紀    | 2 番 米 本 隆 記    |
| 3 番 大 森 正 治    | 4 番 杉 谷 洋 一    |
| 5 番 野 口 昌 作    | 6 番 池 田 満 正    |
| 7 番 近 藤 大 介    | 8 番 西 尾 寿 博    |
| 9 番 吉 原 美 智 恵  | 10 番 岩 井 美 保 子 |
| 11 番 諸 遊 壤 司   | 12 番 足 立 敏 雄   |
| 13 番 小 原 力 三   | 14 番 岡 田 聰     |
| 15 番 椎 木 学     | 16 番 鹿 島 功     |
| 17 番 西 山 富 三 郎 | 18 番 野 口 俊 明   |

### 欠席議員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照                      書記 …………… 柏 尾 正 樹

### 説明のため出席した者の職氏名

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 町長 …………… 森 田 増 範       | 教育長 …………… 山 根 浩        |
| 副町長 …………… 小 西 正 記      | 教育次長 …………… 狩 野 実       |
| 総務課長 …………… 押 村 彰 文     | 社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫 |
| 中山支所総合窓口課長 …………… 澤 田 勝 | 幼児教育課長 …………… 高 木 佐 奈 江 |
| 大山支所総合窓口課長 …………… 岡 田 栄 | 学校教育課長 …………… 林 原 幸 雄   |

企画情報課長 ……野 間 一 成  
建設課長 ……池 本 義 親  
水道課長 ……坂 田 修  
福祉介護課長 ……戸 野 隆 弘  
保健課長 ……斎 藤 淳  
農業委員会事務局長…近 藤 照 秋  
代表監査委員 ……松 本 正 博

税務課長 ……小 谷 正 寿  
農林水産課長 ……山 下 一 郎  
住民生活課長補佐…吹 野 正 幸  
観光商工課長 ……福 留 弘 明  
人権推進課長 ……門 脇 英 之  
地籍調査課長 ……種 田 順 治  
会計管理者 ……後 藤 律 子

---

### 午前10時00分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。ただいまから互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

### 開会・開議・議事日程

○議長（野口俊明君） おはようございます。本日より22日まで13日間12月定例会が開会となります。しっかりと質疑のほう、よろしくお願ひします。そういたしますとただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、平成22年第10回大山町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番 大森正治君、4番 杉谷洋一君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（野口俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの13日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（野口俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、

閲覧してください。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付いたしました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告及び報告第12号 議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてから、報告第13号 長期継続契約締結の報告についてまで、計3件の報告の申し出があります。これを許します。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。それでは平成22年12月定例議会におきます政務報告を述べさせていただきます。

12月の定例会以降に、9月ですね、定例会以降における各種事務事業の取り組みにつきまして、その主なものを報告を述べさせていただきます。

まず総務課関係でございます。

1つ、防災訓練についてでございます。9月5日災害対策本部の運営や防災関係機関の応急活動の検証、町民の防災意識の向上を図ることを目的といたしまして、大山町総合防災訓練を実施いたしました。この訓練は、大雨により大山町に大雨洪水警報及び土砂災害警戒情報が発表され、河川の氾濫、大規模な土砂災害の発生が予想されるとの想定で実施をいたしたところでございます。当日は、9時30分に御来屋地区に避難勧告を発令し、御来屋地区の住民の方々約300名の方々が、区長さん、自主防災組織の代表者の指示のもと、指定された避難所に避難をいたしました。

その他に、情報伝達、水防訓練、炊出しなどの訓練項目をそれぞれの機関、団体が連携を持ちながら取り組んだところでございます。この訓練で判明いたしました課題、あるいは改善点につきましては、今後地域防災計画に反映をさせてまいりたいというぐあいに考えております。

2つ目に、「第2次行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」の策定についてでございます。

社会経済情勢の急激な変化と地方分権時代に対応した簡素で効率的かつ効果的な行財政運営の実現をするために、「第2次行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」の策定につきまして、大山町行財政改革審議会に諮問を行なっていました。

大山町行財政改革審議会では8回にわたり慎重な審議を重ねられ、11月24日に、平成22年度～25年度までの4年間の「第2次行財政改革大綱」と「集中改革プラン」について答申を受けたところでございます。

今後は、この答申を基に行財政改革を進め、めまぐるしく変わる時代の変化に対応いたしながら、活力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、企画情報課関係でございます。

まず、1つ目に、大山はまなすサイクリング2010の開催についてでございます。10月3日日曜日に、大山はまなすサイクリング2010を中山まちづくり実行委員会主催で開催をいたしました。町内外から136名の参加をいただき中山地区を2つのコースに分けて行ったところでございます。大山や日本海を身近にして自然を満喫していただき、ゴールの後は、なかやま温泉入浴券とまた鳥取県産牛の焼肉を用意し、お楽しみ抽選会などもありにぎやかな会となったところでございます。参加者の中には、継続しての県外からの参加も多くあり、イベントとしての知名度の高さを再確認をいたしましたところであり、今後も引き続き実施することにより大山町の魅力がさらに広がることを期待ができます。

2つ目に、韓国襄陽郡訪問団の受け入れについてでございます。

10月29日から10月31日までの3日間、襄陽郡守、議会の議員さん、企画監査室長の皆さん9名が「大山町総合文化祭」参加のために来町されました。多くの住民の方が、文化活動に取り組んでいる様子に感銘を受けて帰られたところでもございます。

また、道の駅など町内施設を訪れ、特産品作りや販売の現場を視察をしていただきました。今後、民間主体での交流の促進、あるいは観光や経済面での交流が盛んになることを期待するものでございます。

3つ目に、中山わいわいフェスティバル開催についてでございます。

10月31日日曜日に大山町総合文化祭との共催で中山農業者トレーニングセンターを会場として「第14回中山わいわいフェスティバル」が開催をされました。あいにくの天候でございましたけれども、多数の来場者の方々に賑わったところでございます。

町内外の関係者によりますところのステージショーやバザーの催しがあり、盛況のうちにイベントが終了いたしました。主催されましたわいわいフェスティバル実行委員会をはじめ、関係諸団体の方々の努力により町民の皆さまの交流の輪が更に広がったと感じておるところでございます。

4つ目に、だいせんファンクラブ交流会についてでございます。

11月14日日曜日大阪でだいせんファンクラブ交流会を行いました。会員ほか42名の参加がありました。この度は大山町から同窓会の幹事の方をサポートとして同行していただき、この交流会をミニ同窓会としても親睦を深めていただいたところでもございます。また、ふるさと納税のお願いもして参ったところでもございます。

5つ目に、呉市との交流についてでございます。

11月7日日曜日に、呉食の祭典に参加をいたしております。神田地区の入植者の方々が呉市出身というご縁で、毎年神田りんごを特産品として販売をいたしております。ま

た、11月12日には、ちょうど一週間後になりますけれども、5日後ですね、呉市からは市長と交流団の御一行が訪町されまして、神田の入植者の一世・二世の方々と昼食をしながらの交流をいたしたところでもございます。また呉から寄贈された「くれハウス」の見学や、神田リンゴ園でのもぎ取りなど行われました。これからも呉市との交流を続けて参りたいと考えております。

次に、人権推進課の関係であります。

1つ目に、平成22年大山町解放文化祭についてでございます。

第20回名和地区解放文化祭を11月6日と7日に人権交流センターで、また第18回下田中解放文化祭を11月13日と14日に中山ふれあいセンターで、また第9回中高ふれあい祭りを11月28日に、中高ふれあい文化センターでそれぞれ実施をいたしました。

各地域の活動の特色を生かして、小中学生の調べ学習や人権作文の発表、サークルなどの活動発表、講演会、作品展示、バザーなどを行われたところでございます。どの会場とも天候にも恵まれ、活気に満ちた文化祭となりまして、延べ1,500名の方にご来館いただいたところでございます。

2つ目に平成22年人権・同和問題小地域懇談会の実施についてでございます。

今年の小地域懇談会は、参加型学習を通して「人権」とはすべての人に保障されている具体的権利であるということ、また「人権」は人間が生きていくうえで欠くことのできないものである、日常的な生活に直結していることなど「人権」そのものについて学ぶことをポイントに実施をいたしております。11月30日現在で167集落あります中で、157集落が実施済みというところがございます。

次に、福祉介護課関係でございます。

1つ目に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選についてでございます。

本年は、3年を任期といたします民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選の年であります。7月より推薦会で協議がなされ、新任委員候補者16名を含みます61名の候補者が推薦をされました。

過日、全員が適任と認められ、厚生労働大臣より12月1日付けで委嘱されたところでございます。これから向こう3年間、地域での困りごと相談や要援護者への見守り等、地域と行政とのつなぎ役としてお世話をいただくこととなります。

2つ目に、敬老会についてでございます。

平成22年度敬老会を、大山地区では9月25日に大山総合体育館で、名和地区では9月29日と30日に保健福祉センターなわで、中山地区では10月7日に中山農業者トレーニングセンターで、それぞれ開催をいたしました。平成22年9月15日までに満75歳以上になられる方3,611人のうち1,117人の方に出席をいただいたところでございます。

当日のアトラクションでは、公民館サークルで活動されているみなさんをはじめ、民生児童委員さんにもご出演いただき会も大いに盛り上がり、出席をされた皆さまに大変喜んでいただいたところでございます。

次に、保健課関係でございます。

各診療所の今年度の、上半期の受診状況についてでございます。名和診療所の外来件数の合計は3,081件で、前年対比97.8%であります。件数で69件、割合では2.2%減となっておりますけれども、概ね順調に推移しているものと判断をいたしております。

大山診療所の外来件数は1,620件で、前年対比86.6%であります。件数で247件、割合では13.4%と大幅に減少をいたしました。昨年6月に固定医が不在になったことで、変則的な診療日程を組まざるを得ず、利用者の皆さんへの不便さ、不安感などがその要因ではないかと考えております。

大山口診療所でございますが、外来件数は6,344件で前年対比104.6%でございます。件数で278件、割合では4.6%増と伸びているところでございます。利便性を高めるために昨年4月に大山口リハビリセンターと統合したことなどが、その要因ではないかなというぐあいに推測いたしているところでございます。

受診状況につきましては、またこの表を目を通していただきたいと思います。

次に、農林水産課関係でございます。

鳥インフルエンザの発生予防対策についてでございます。11月29日に、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が安来市で確認されて以来、30日には町内の養鶏農家で鶏舎の消毒、立ち入り制限等の措置を県の指導のもと速やかに実施をいたしました。

町でも、防災無線や大山チャンネルでの情報提供、消石灰を町内養鶏農家の方々へ、20kg入りの袋で260袋ほどになりますけれども配布をし、また愛玩の鳥の飼育調査等にも取り組んでいるところでございます。畜産業は町の基幹産業であり、鳥インフルエンザが終息するまで関係機関と連携をいたしまして、鳥インフルエンザの発生予防対策を徹底をいたしてまいります。

次に、建設課関係でございます。

まず1つ目に、地域活力基盤創造交付金事業についてでございます。①つ目に町道一の谷赤松線用地測量業務委託をシンワ技研コンサルタント株式会社が、請負業務遂行中であり、また町道上坪東小竹線改良工事を有限会社小倉興産が、町道末長押平線改良工事を有限会社古村重機が、請負施工中でございます。

2つ目に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業についてでございます。町道大雀大塚線改良工事を株式会社平井組が請負施工中であります。

3つ目に辺地対策事業についてであります。町道種原大野線改良工事を株式会社所子建設が、同工事の(5工区)を有限会社ヤマダが、請負施工中であります。

4つ目に、宅地造成事業についてでございます。大山口駅前団地外構整備工事を有限会社権田工務店が請負施工中であります。また、大山口駅前団地の分譲状況につきましては、第一次申込み期間を平成22年9月18日から10月15日の間で行い、10区画の申し込みがあり、順次、契約手続きを行っているところでございます。残りの2区画につきましては、第2次申し込みを別途、行う予定をいたしているところでございます。

5つ目に、町営なかやま団地若者向け住宅についてでございます。本年4月より入居可能となりました町営なかやま団地若者向け住宅は、10月21日に残りの1戸を入居者決定をいたしておりまして、現在満室となりました。

次に、観光商工課関係でございます。

まず、観光振興関係についてであります。10月3日、第10回「大助・花子健康ウォーキング」が開催をされました。天候にも恵まれ、関西・中国地方を中心に約1200人の参加があり、秋の大山散策と吉本漫才を楽しんでいただいたところでございます。

10月10日そして11日の二日間、大山博労座を含む山麓3か所を会場に、第2回鳥取バーガーフェスタが開催をされました。天候が心配されましたけれども、二日間で約6万5,000人の人出があり、博労座会場も野外ライブ等を行なうなど趣向を凝らし約2万3,000人のお客様で賑わったところでございます。全国のマスコミにも大変大きく取り上げられ、今後の更なる取り組みにまた大山の知名度向上に大きな期待が持てるものと思っております。

10月18日、春秋通算で67回目となります大山秋の一斉清掃が行われ、50団体約700人ほどの参加がございました。役場職員も参加をし、大山の美化に努めたところでございます。

10月20日から11月5日まで、大山寺地区にて秋色週間の取り組みが行われました。本年は異常気象の影響で紅葉の時期がずれたのにも関わらず、多くのお客様におこしいただくことができました。併せて、本年も仮設の足湯を地元の皆さんが提供され、訪れた多くのお客様に楽しんでいただいたところでございます。

次に、スキー場関係についてでございます。

町営中の原スキー場を10月1日から株式会社だいせんリゾートに指定管理者として運営を委ねました。同社では諸手続も完了され、従来よりも強力な営業活動を展開され、雪が降るのを待っている状態でございます。全体の名称も、大山スキー場から「だいせんホワイトリゾート」に改め、また平日の駐車料金を半額とするなどサービス向上、イメージチェンジなどにも取り組んでおられるところでございます。

オープニングセレモニーは23日午前9時からということで、中の原スキー場で行

いますので、是非皆さま方のお越しをいただきますようご案内お願い申し上げます。

次に、大山ツーリズムの推進についてでございます。

「大山と書いてだいせん」と読ませるキャンペーン」、この取り組みを始め、体験型、交流型、滞在型の新しい大山ツーリズムの確立を目指して、各種の研修の実施、モニターツアーの実施、また各種キャンペーンの実施など積極的な取り組みを行なっているところでございます。その中で、北海道から九州まで全国を巡りますスタンプラリーでは完走者が10名を超えるなど予想以上の反応もあり、今後も継続して「だいせん」を売り込んでいきたいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。

10月22日、大山支所におきまして藤井鳥取県副知事の立ち会いをいただき、高田工業団地に立地されておりますニッパ株式会社様と大山インターチェンジ工業団地への第2工場展開についての進出の協定を締結いたしました。早期の工場建設に向けて支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、社会教育課関係でございます。

第3回大山町総合文化祭についてであります。10月30日そして31日に中山農業者トレーニングセンター及びその周辺を会場として、「第3回大山町総合文化祭」を開催し、雨天の中ではありましたが2日間でおおよそ5,000人の来場者を迎えることができました。

総合文化祭として3回目となります今年の文化祭は、恒例の中山わいわいフェスティバルとの共催として実施し、例年以上に物販部分の盛り上がりが見られました。

また今後のあり方等につきまして、11月に開催をいたしました第4回実行委員会、ここで協議を行ったところであります。この3年間、総合文化祭として大山・名和・中山と三地区を一巡いたしましたでしたが、来年度以降もそれぞれの地区の特色が楽しめる良さを重視し、これから一巡会場を変えて実施するという、そして開催期日は、10月最終土曜・日曜日とすることとし、来年度の総合文化祭は、10月29日・30日に大山地区を会場に実施するというように決定をいたしました。今後の総合文化祭がさらに魅力あるものとなるよう、早い段階から検討していきたいと考えているところでございます。

最後に、徴収金の関係でございます。

未収金の縮減に向けて、各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分によります徴収に取り組んでおります。なお、徴収実績は、別添の一覧表のとおりでございます。

各課の取り組みについて述べさせていただきます。

税務課滞納対策室についてであります。各税及び介護保険料等の現年分の徴収につきましては、督促状送付後、納付のない場合に催告状を送付し、なお納付がない場合には、

課員それぞれに担当の滞納者を割り当て電話催告、臨戸徴収に取り組んでおります。

滞納繰越分につきましては、従来どおり法的処分を含めて滞納整理を行っているところでございます。また、家宅搜索は2件実施をいたしました。執行停止件数は12件であります。

次に、建設課であります。町営住宅家賃の徴収につきましては、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みました。また、分納確約書の提出をいただいても約束どおりの入金が困難な方もありますが、減免制度により今まで入金されなかった方からの入金が増えたところでもございます。今後も、更なる徴収率向上に努めてまいります。

次に、水道課であります。水道料金等の徴収につきまして、引続き電話での督促、臨戸訪問を実施し、面談を繰り返しながら徴収に取り組んでいるところでございます。

なお、前回政務報告以降水道料金を3か月以上滞納しておられる27世帯につきまして給水停止予告書を送付し、料金納付、分納誓約書等の提出のない4世帯について給水停止を実施いたしましたところでございます。

下水道料金につきましても上水道同様に滞納額減少に向けて努力をいたしております。

次に、人権推進課でございます。住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、一昨年11月から収納対策の一環として、滞納者及び現年分納入者の預金口座から定額の引き去りが可能となるシステムをつくり、随時関係者にそれを周知して、利用いただくようお願いいたしているところでございます。

また、実態にあわせた徴収マニュアルを作成し、徴収を行っております。今後も主要課題として滞納対策に取り組んでまいります。

次に、学校教育課であります。給食費の滞納分の徴収につきましては、支払日を定めて、計画的に訪問徴収を行っております。

最後に、幼児教育課についてであります。保育料の徴収は徴収マニュアルを作成し、それに沿って行っております。滞納繰越分につきましては、確約書により毎月徴収いたしております。現年度分につきましては、督促状の送付、電話催告、臨戸訪問等、保育所とも常に連携をとりながら行っているところでございます。

続きまして報告第12号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてでございます。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

専決処分を行いました案件は、草刈り作業中に発生をいたしました事故の損害賠償についてでございます。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。以上で、第12号の説明を終わります。

続きまして報告第13号 長期継続契約締結の報告についてでございます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、リース契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものでございます。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布をいたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。以上で、報告第13号の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第148号～日程第16 議案第160号

○議長（野口俊明君） 日程第4、議案第148号 大山町索道事業基金条例の制定についてから、日程第16、議案第160号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてまで、計13件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第148号 大山町索道事業基金条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議案第153号でご提案いたしております大山町索道事業会計への地方公営企業法の適用を除外することに伴いまして、従来からの留保資金を適正に管理するため、新たに基金を設けるものでございます。

なお、本条例の施行日は平成23年4月1日であります。これで議案第148号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第149号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計を廃止し、索道事業特別会計、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計を新設するため、改正を行うものでございます。

老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計の廃止についてでございますが、本会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に事業及び起債の償還も終了いたしており、現在では貸付金の未償還金を徴収するだけとなっております。

3町合併時には、他のすべての特別会計とともに、この会計も残しておりましたが、現時点では、特別会計で管理する理由はないと判断し、廃止をするものでございます。

次に、老人保健特別会計の廃止についてでございますが、国の制度により、平成20年3月診療分支払いをもって老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療制度へ移行した

あとも、平成20年度から平成22年度までの3年間は、老人保健特別会計で精算事務を行っておりました。

平成23年度以降は一般会計におきまして精算の事務処理をすることになるため、廃止するものでございます。

次に、介護保険事業特別会計の廃止についてでございますが、平成20年6月から休止中の大山診療所介護サービス事業を来年3月には廃止しなければならないこと、また、4月以降は施設の2階部分を民間の事業者の方に賃貸する予定であり、介護療養型病棟を整備した際に借り入れた起債を全額繰上償還するという事で、会計を存続させる必要が無くなるため廃止するものでございます。

次に、索道事業特別会計についてであります。中の原スキー場の運営を指定管理者に委ねたことにより、従来の地方公営企業法に基づく特別会計を、地方自治法に定める特別会計として運用するため、本条例に追加するものでございます。

最後に、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計の新設についてであります。鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の幹事町が平成23年4月から2年間、本町に回ってまいります。

現在の幹事町である日南町からこれを引き継ぎ、同事業の特別会計を新設するものであります。

また、以上の特別会計の廃止・新設に伴い、普通会計の区分となる特別会計の順序を前にもっていき、特別会計の順番を整理しております。なお、この条例の施行時期は平成23年4月1日からとしております。以上で議案第149号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第150号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。改正の内容は、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、来年度から小児の医療費助成対象を“就学前”から“中学校修了前”まで拡大するものであります。またあわせて、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の受給資格証の有効期限の変更と、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を生活保護法による保護を受けている者と同様の取扱いにするものであります。以上で議案第150号の提案理由説明を終わります。

続きまして議案第151号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

平成20年3月27日付けの大山町上下水道料金等検討委員会の答申に基づき、町民の皆様への同一サービス、同一負担の観点から、また、行政の公平性を確保するため、本町の下水道使用料を段階的に、また激変緩和の措置を講じながら、平成24年4月1

日に第1回目の改訂、平成26年4月1日に第2回目の改訂、そして平成29年4月1日に第3回目の改訂を行い、平成29年度に統一するものでございます。

なお、平成24年4月1日に第1回目の改訂をおこなうにつきましては、「下水道と上水道とを同時期に改訂すれば、値上げが上下水道両方重なる地区があるので、下水道の改訂時期を上水道とはずらすべき」との検討委員会答申に基づき、平成24年度から適用といたしているところでございます。これで、議案第151号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第152号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成20年3月27日付けの大山町上下水道料金等検討委員会の答申に基づき、町民の皆様への同一サービス、同一負担の観点から、また、行政の公平性を確保するため、本町の下水道使用料を段階的に、また激変緩和措置を講じながら、平成24年4月1日に第1回目の改訂、平成26年4月1日に第2回目の改訂、そして平成29年4月1日に第3回目の改訂を行い、平成29年度に全町の下水道料金を統一するものでございます。

なお、平成24年4月1日に第1回目の改訂を行うにつきましては、先ほども申し述べましたけれども、「下水道と上水道とを同時期に改訂すれば、値上げが上下水道両方に重なる地区があるので、下水道の改訂時期を上水道とはずらすべき」との答申に基づき、平成24年度からの適用といたしているところでございます。これで、議案第152号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第153号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本年10月に中の原スキー場の運営を指定管理者に委ねましたことに伴い、地方公営企業法の適用を除外する必要性が生じたことによりまして、所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容でございますが、改正前条例の第10条から第14条までの条文を削除しますと共に、附則におきまして経過措置を定め、併せまして索道事業に地方公営企業法の一部を適用する日を定める条例を平成23年3月31日をもって廃止することを定めております。

なお、本条例の施行日は平成23年4月1日であります。これで議案第153号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第154号 米子市と大山町とのごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、中山清掃センターの3月末停止に伴い、本町におきまして焼却処理ができないごみ処理を米子市に委託しようとするものでございます。この委託は地方自治法の規

定に基づく委託を行うため議会の承認を求めるものでございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、施行日は平成23年4月1日であります。これで議案第154号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第155号「鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議につきまして」提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のように、平成21年3月31日をもって国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止をされたことにより、ふるさと市町村圏計画の取扱いにつきましては、関係市町村の自主的協議によることとなったところでございます。鳥取県西部広域行政管理組合におきましては、関係市町村との協議のうえ、ふるさと市町村圏計画及びふるさと振興基金を廃止をし、これにあわせて広域観光の開発及び振興に関する共同処理事務についても廃止することになったところでございます。

本案は、これらのことに伴い、同組合の共同処理事務及び規約を変更する協議をすることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第155号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第156号「大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新高田集落と南高田集落を結ぶ2級町道大岩高田線とその他町道淀江門高田線を整備し、道路幅員が4.0メートルですれ違いが困難で車両の通行に支障をきたしている現状を解消し、地域の利便性の向上と活性化を図るため、大山町新高田辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

町道大岩高田線の計画期間は、平成22年度から平成24年度までの3か年とし、延長700メートル、幅員5.0メートルの道路拡幅整備にかかる測量設計費、用地買収費、補償費、工事費等の事業費は6,500万円で、その財源は国庫補助金4,210万円と一般財源2,290万円であります。なおこの一般財源のうち全額を辺地対策事業債を充当する予定であります。80%の交付税があるところであります。

また、町道淀江門高田線の計画期間は、平成22年度から平成23年度までの2か年とし、延長2,400メートルで一定区間ごとに待避所の設置及び見通しの悪い区間でのカーブ修正にかかる測量設計費、用地買収費、補償費、工事費等の事業費は3,800万円で、その財源は国庫補助金2,460万円と一般財源1,340万円であります。

なお、一般財源のうち全額を辺地対策事業債を充当する予定であります。以上で、議案第156号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第157号「大山町渡道辺地に係る総合整備計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、購入から22年が経過し、老朽化いたしましたトラック除雪車の更新と新規

のあわせて2台購入することにより、町の巡回バス路線でもあり早期に除雪ができないため車両の通行に支障をきたしている現状を解消し、地域の利便性の向上を図るため、大山町渡道辺地に係る総合整備計画を策定するものでございます。

この事業は平成22年度で実施し、事業費は886万9,000円で、その財源は国庫補助金を480万円と一般財源406万9,000円であります。一般財源のうち辺地対策事業債400万円を充当する予定であります。

以上で、議案第157号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第158号「大山町明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、購入から18年が経過し老朽化したドーザ除雪車を更新することにより、エンジン出力が低下をして、登坂路等の負荷が大きくかかり作業速度が低下している現状を解消し、地域の利便性の向上を図るため、大山町明間・中楨原辺地に係る総合整備計画を策定するものでございます。

この事業は平成22年度で実施をし、事業費は739万2,000円で、その財源は国庫補助金400万円と一般財源339万2,000円であります。一般財源のうち辺地対策事業債330万円を充当する予定であります。

以上で、議案第158号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第159号「大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を述べさせていただきます。

本案は、トラック除雪車を購入することにより、2級町道種原大野線の幅員を確保するとともに、観光客のスキー場への輸送等早期の除雪が必要となっている現状を解消し、地域の利便性の向上を図るため、大山町種原辺地に係る総合整備計画を変更するものであります。

この事業は平成22年度で実施をし、事業費は443万5,000円で、その財源は国庫補助金240万円と一般財源203万5,000円あります。一般財源のうち辺地対策事業債200万円を充当する予定であります。

以上で、議案第159号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第160号「大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町大山辺地に係る総合整備計画に、大山寺足湯設置事業を追加する必要が生じたため、変更するものでございます。

大山辺地エリアは、近年旅館や店舗の閉鎖が相次ぎ、賑わいの低下が更なる閉塞状態を生み出している状況にあります。この状況の解消の一助と期待できる温泉が掘削されており、大山寺参道沿いに温泉を活用した足湯を設置し来訪者の滞在時間の延長と満足度の向上を図り、地域の活性化に資する事業でございます。

この事業は平成22年度で実施をし、事業費は2,076万3,000円で、全額一般財源であります。一般財源のうち辺地対策事業債2,070万円を充当する予定でございます。

以上で、議案第160号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（野口俊明君）** ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分、再開いたします。休憩します。

午前11時6分 休憩

---

午前11時15分 休憩

**日程第17 議案第161号～日程第28 議案第172号**

**○議長（野口俊明君）** 再開いたします。

日程第17、議案第161号 平成22年度大山町一般会計補正予算（第5号）から、日程第28、議案第172号 平成22年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）まで、計12件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

**○町長（森田増範君）** 議長。

**○議長（野口俊明君）** 森田町長。

**○町長（森田増範君）** それでは、ご上程いただきました議案第161号 平成22年度大山町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明を申し述べさせていただきます。

本案は、歳入におきましては、普通交付税及び地方特例交付金の額の確定及び過疎債への起債の組み替え、歳出におきましては、大山地区拠点保育所整備に係る事業費の計上、合併振興基金の積み立ての取りやめ、中山間地域等直接支払推進事業費の増額、人件費の調整など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきましたことにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、議会の議決を求めるところでございます。

補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億794万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億3,039万7,000円とするものであります。

第1表を歳入からご説明申し上げます。

第30款地方特例交付金601万2,000円の増額は、額の確定による追加でございます。第35款地方交付税4億3,848万4,000円の増額は、普通交付税の追加であります。第55款国庫支出金は、5万2,000円の減額で、増減の主なものは、土木費国庫補助金で、建設機械整備費補助金622万円の減額、地域活力基盤創造交付金1,790万円の減額、経済危機対応・地域活性化予備費800万円及び社会資本総

合整備事業・活力創出基盤整備交付金 1, 530 万円を新規計上いたしております。第 60 款県支出金は、6, 188 万 2, 000 円の追加で、増減の主なもの、総務費県補助金で、市町村交付金 1, 224 万 6, 000 円の減額、衛生費県補助金で、新型インフルエンザワクチン接種費減免補助金 375 万 6, 000 円の新規の計上、農林水産業費県補助金で、中山間地域等直接支払推進事業補助金 5, 322 万 8, 000 円の増額、漁業経営開始円滑化事業補助金 1, 000 万円を新規計上いたしております。第 65 款財産収入は、185 万 4, 000 円の追加で、増減の主なもの、各種基金の利子 34 万 2, 000 円の増額、財産売却収入で、ダンプ 2 台の売却代金として、151 万 2, 000 円を新規計上いたしております。第 85 款諸収入は、276 万 4, 000 円の追加で、母子福祉貸付金元利収入 200 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金返還金 18 万 4, 000 円などを新規計上いたしております。第 90 款町債は、3 億 9, 680 万円の増額で、過疎の指定を受けたことに伴う過疎債のソフト事業分 9, 900 万円の新規計上、大山地区拠点保育所整備に係る起債として、100% 交付税算入されます教育・福祉施設等整備事業債 2 億 4, 880 万円、過疎対策事業債 2 億 8, 030 万円の新規計上、また、全体の起債借入額が膨らんだため、今年度の合併振興基金の積み立てを次年度以降に見送ることとし、合併振興基金に充てる合併特例債 2 億 330 万円を減額いたしております。

次に歳出につきまして、人件費を除いたところのご説明を申し上げます。第 10 款総務費は 1 億 1, 841 万 4, 000 円の減額で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金 6, 389 万 3, 000 円の増額、合併振興基金積立金 2 億 1, 393 万 6, 000 円の減額、企画費で、太陽光発電等導入促進事業補助金 420 万円の増額、情報通信事業特別会計繰出金 2, 147 万 2, 000 円を増額いたしております。第 15 款民生費は 6 億 1, 254 万 5, 000 円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で、福祉タクシー事業委託料 192 万円の増額、老人福祉費で、介護保険特別会計繰出金 887 万 6, 000 円の増額、また大山診療所改修に伴い、介護サービス部分の起債を繰上償還するため、介護保健事業特別会計繰出金 6, 345 万 8, 000 円の増額、第 10 項児童福祉費の保育所整備費で、大山地区拠点保育所を整備する経費として、4 億 9, 612 万 1, 000 円を新規計上いたしております。第 20 款衛生費は 2 億 4, 162 万 2, 000 円追加で、主なものは、第 5 項保健衛生費の予防費で、予防接種委託料 600 万円、予防接種費助成費 318 万円の増額、診療所費の繰出金で、大山診療所改修に伴う起債繰上償還財源、施設改修財源など合わせ 2 億 3, 042 万 2, 000 円を増額いたしております。第 30 款農林水産業費は 1 億 384 万 9, 000 円の追加で、主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で、地区拡大等によります中山間地域等直接支払推進事業費 6, 635 万 4, 000 円の増額、耕作放棄地再生利用推進事業補助金 800 万円の増額、農地費で、農業集落排水事業特

別会計繰出金 339万1,000円の増額、農業施設運営費で地域休養施設特別会計繰出金 101万7,000円の増額、地籍調査事業費で、地籍測量委託料 587万4,000円の減額、自動車購入費 212万円、測量機器購入 206万円の新規計上、第15項水産業費の水産業振興費で、漁業経営開始円滑化事業補助金 1,333万4,000円の新規計上、漁港建設費で、御来屋漁港整備事業費 888万4,000円を増額いたしております。第35款商工費は 516万円の追加で、主なものは、第5項商工費の観光費で、大山寺足湯建設工事費 419万2,000円を増額いたしております。第40款土木費は 1,678万1,000円の増額で、主なものは、第10項道路橋梁費の道路新設改良費で、町道種原大野線工事費 500万円の増額、町道一の谷赤松線工事費 1,990万円の減額、経済危機対応・地域活性化予備費事業費 1,620万円の新規計上、第25項住宅費の住宅管理費で、町営住宅の退去に対応する修繕費等 200万円の増額、浜ノ上第2団地の水路改修するための工事費 110万円の増額、第30項下水道費の公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金 110万5,000円を増額いたしております。第45款消防費は 149万4,000円の追加で、主なものは、第5項消防費の非常備消防費で、大山寺消防団車庫の敷地を森林管理署より購入する費用として、137万4,000円を新規計上いたしております。第50款教育費は 3,972万4,000円の追加で、主なものは、第5項教育総務費の教育施設費で、旧光徳小学校の用途変更調査等の委託料 200万円の新規計上、第10項小学校費の学校管理費で、中山小学校の給食を冷ますための真空冷却機 210万円の新規計上、また、旧光徳小学校の用途変更に伴い、国への返還金相当額を基金に積み立てれば返還が不要ということになりましたために、小学校建設基金積立金を 3,200万円増額をいたしております。第65款公債費は 682万2,000円の追加で、大山地区拠点保育所建設に伴い、大山支所の駐車場部分の起債を繰上償還するため、682万2,000円を増額いたしております。

次に、第2表「繰越明許費」でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を定めております。

これは、今回の補正予算のうち「大山地区拠点保育所整備事業」に係る経費を繰越明許するものであります。

最後に人件費の補正であります。明細書 30～32ページにありますように、特別職分が 175万7,000円の減額、一般職分は 420万8,000円の増額であります。一般職につきましては、異動に伴う再計算などによる増額であります。

以上で、議案第161号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第162号 平成22年度大山町地域休養施設特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 301万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,001万9,000円とするものであります。

第1表を歳入から説明いたします。

第5款使用料及び手数料は、食堂等営業収入の増200万円で、当初見込みよりも宿泊者及び仕出し利用が増加したことによるものであります。第10款繰入金は一般会計からの繰入金で、101万7,000円の増額であります。

次に歳出につきまして説明いたします。

第5款総務費を301万7,000円の増額といたしております。第5項総務管理費第1目一般管理費で、臨時職員賃金を140万円、施設の修繕料65万円、賄い材料費30万円、上下水道の手続き適正化に伴います手数料及び負担金52万円のそれぞれ増額などがございます。

以上で議案第162号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第163号 平成22年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案の主な補正内容は、大山地区簡易水道施設の修繕費用を追加し、業務委託の契約額を減額するものでございます。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ866万7,000円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明を申し上げます。

第20款繰入金42万5,000円の増額は、不足する財源を一般会計からの繰入金で補填するものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費第5項維持管理費目1施設管理費84万4,000円増額の内容は、赤松浄水場フェンス塗装費20万9,000円、豊房仕切弁設置費63万5,000円です。

次に、目2衛生管理費41万9,000円の減額は水質検査業務の委託契約に伴う減額でございます。

これで、議案第163号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第164号 平成22年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由を説明を申し述べます。

本案は、直営診療施設における調整交付金の返還、及び国保システムの改修費の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1,115万円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ22億6,189万9,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第50款繰入金926万円の増は、直営診療施設にかかる調整交付金の返還分を国民健康保険診療所特別会計から繰り入れるものであります。第55款繰越金は189万円

の増額であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費189万円の増は、国保システム改修によるものでございます。第55款諸支出金926万円の増は、直営診療施設にかかる調整交付金を返還するものでございます。

以上で議案第164号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第165号 平成22年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山診療所2階の入院病棟を民間の介護サービス事業者に賃貸することなどにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,116万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億6,277万2,000円とするものであります。

まずは歳入から説明をいたします。

第5款診療収入74万6,000円と、第30款一般会計繰入金2億3,042万2,000円を増額するものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費2,147万2,000円の内増額は、主に大山診療所2階の用途変更に伴う施設改修工事に要するものであり、また、第15款公債費2億円の増額も、用途変更に伴い平成15年度に借り入れた病院事業債の返済義務が生じたことによるものであります。

第17款諸支出金926万円ではありますが、これも同様の理由で、平成15年度に交付を受けた国保調整交付金の返還義務が生じたことにより、手続き上、国民健康保険特別会計に繰出すものであります。

以上で議案第165号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第166号 平成22年度大山町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から1億718万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億5,134万9,000円とするものであります。この補正予算は主に年度内の保険給付費の不足が見込まれるため増額するものであります。

補正内容につきまして歳入から説明をいたします。

第15款国庫支出金の4,958万8,000円の内増額は、保険給付費の増に対する介護給付費負担金、調整交付金の増によるものであります。第20款支払基金交付金3,194万2,000円の内増額は、保険給付費の増に対する介護給付費交付金の増によるものであります。第25款県支出金1,677万円5,000円の内増額は、保険給付費の増に対する県負担分の介護給付費負担金の増によるものであります。第30款繰入金8

87万6,000円の増額は、主に保険給付費の増に対する町負担分の介護保険給付費の増によるものでございます。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費67万9,000円の増額は、主に介護認定訪問調査委託料の増によるものであります。第10款保険給付費1億650万2,000円の増額は、現年度のこれまでの給付実績から算定した今後必要となる介護サービス等諸費等を増額するものであります。

以上で議案第166号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第167号 平成22年度大山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、平成20年6月から休止中の大山診療所介護サービス事業を平成23年3月に廃止しなければならないこと、また、4月以降は診療所2階部分を民間事業者に賃貸する予定であることから、介護療養型病棟を整備した際に借り入れた起債を全額繰上償還するもので、既定の歳入歳出予算の総額403万2,000円に、歳入歳出それぞれ6,345万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6,749万円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第15款繰入金を6,345万8,000円増額するものでございます。

次に歳出についてでございますが、第15款公債費を6,345万8,000円増額するものでございます。

以上で議案第167号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第168号 平成22年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案の主な補正内容は、消費税額の補正、施設の老朽化による修繕費、汚泥処理量の増加による処理手数料を追加するものでございます。既定の歳入歳出の総額にそれぞれ339万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億897万6,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第25款繰入金339万1,000円の増額は事業費の増加によるもので一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費第5項総務管理費94万7,000円の増額は、消費税の確定によるものであります。第10項農業集落排水事業費244万4,000円の増額は、4か所の処理場のポンプ等の修繕費に199万円、中山口処理場の汚泥処理量が増加したため処分手数料40万4,000円、汚泥減溶化実験のためのポリ容器代5万円であります。

これで、議案第168号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第169号 平成22年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

本案の主な補正内容は、職員の共済組合負担金及び委託料の増額であります。既定の歳入歳出の総額にそれぞれ110万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億4,153万5,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第20款繰入金110万5,000円の増額は、事業費増加によるもので一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款事業費第5項総務管理費2万円の増額は、職員の共済組合負担金であります。第10項公共下水道事業費108万5,000円の増額は、名和处理施設の汚泥の処理量が増加をいたしたため、汚泥処理の委託料を増額するものでございます。

これで、議案第169号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第170号 平成22年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3,424万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして歳入からご説明をいたします。

第15款一般会計繰入金129万2,000円の増額は、修繕料の増加に伴うものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費129万2,000円の増額は、風車のブレードの角度調整をするピッチ・コントローラの不具合を修繕するものでございます。

以上で、議案第170号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第171号 平成22年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、NTT及び中電の電柱の更新に伴うケーブル移転工事及びインターネット変換機器の購入、道路占用更新業務委託等に伴い、所要の増額を行い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,042万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,287万4,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金24万円の増額は、新規加入者の引込線工事に対する負担金であります。第20款繰入金2,018万円の増額は、移転工事及び備品購入等に必要な経費を一般会計から繰り入れるものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

総務費 2,042 万円の増額の主なものは、道路占用更新業務委託料 400 万円、電柱支障移転等工事費 1,000 万円、インターネット変換のための備品購入費 567 万円であります。

以上で議案第 171 号の提案理由の説明を終わります。

最後に議案第 172 号 平成 22 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、収益的収入支出及び資本的収入支出について補正を行うもので、収益的収入を 12 万 1,000 円増額し、支出を 5 万 1,000 円額贈するものであります。また、資本的収入を 128 万 7,000 円増額し、支出を 90 万 3,000 円増額するものであります。

補正内容につきましてご説明を申し上げます。収益的収入及び支出の内収入は、第 1 款水道事業収益第 3 項特別利益目 2 固定資産売却益 12 万 1,000 円は、長田配水池用地の一部 54.8 m<sup>2</sup>が県道改良により県に買収されるためのものであります。

支出は第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用目 2 配水及び給水費 5 万 1,000 円は法定福利費であります。

次に資本的収入及び支出の内、収入は第 1 款資本的収入第 2 項負担金目 1 他会計負担金 90 万 3,000 円は妻木晩田遺跡北部の給水区域拡張設計業務委託料を県が負担するものであります。

第 2 款 4 項固定資産売却代金 38 万 4,000 円は、長田配水池用地の一部 54.8 m<sup>2</sup>が県道改良により県に買収されるためのものであります。なお、長田配水池用地の売却益を収益と資本の 2 か所に計上いたしていますが、複式簿記の仕訳によるものであります。

支出は第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費目 2 配水管設備改良費 90 万 3,000 円は妻木晩田遺跡北部の給水区域拡張設計業務委託料であります。

以上で議案第 172 号の説明を終わります。以上どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

## 日程第 29 行政視察調査の報告について

**○議長（野口俊明君）** 日程第 29、行政視察調査の報告について（教育民生常任委員会）を議題とします。さる 10 月 21 日から 10 月 23 日までの 3 日間、議員 6 人が、鹿児島県鹿屋市、志布志市、大崎町において、地域の活性化やごみ減量・リサイクルの取り組み、ヨコミネ式教育法等について、行政視察調査を行いましたので、この件に関して報告を求めます。教育民生常任委員長 諸遊壤司君。

**○教育民生常任委員長（諸遊壤司君）** それでは、教育民生常任委員会の行政視察研修会の報告を行います。

期日は、平成22年10月21日から23日の3日間で行いました。調査地は、鹿児島県鹿屋市串良町「柳谷集落」、そして鹿児島県志布志市「通山保育園」、もう一つが、鹿児島県曾於郡大崎町「そおりサイクルセンター」で行いました。出席者は、教育民生常任委員会6名全員で行います。調査の目的は、大山町において、教育分野では、現在10園の統合整備について方針の決定を行ったところであり、特色ある保育園づくり、幼児教育の先進事例の現状を調査研究し、教育行政の進展に活かしていく。環境分野におきましては、本町でもごみの減量・リサイクルの取り組みは、重要課題であり、先進的な取り組み状況を視察・学習し、これからの行政運営、政策づくりに役立せる。社会教育分野では、自立再生に取り組む集落の活動の中で、子どもたちからお年寄りまで、住民総出の取り組みや人とのつながりを大切にした地域再生の秘訣を探り、本町での課題を考える、で行います。

視察研修の概要で行いますが、まず柳谷集落で行います。これは鹿児島県鹿屋市串良町上小原にある集落で行いまして、約300人が居住されております。通称やねだんと呼ばれております。サツマイモや焼酎といった加工品、土着菌や手打ちそばなどの販売により集落独自の財源を築いておられ、このことから、地域活性化の一例として全国的に有名になっていらっしゃいます。地理は、鹿屋市の東部で、標高20メートルから35メートルに位置してございまして、肝属平野に位置し、大部分をシラス台地が占めた、集落中心部を柳谷川が流れているところでございまして。

活動記録といたしまして、1998年 休耕畑を高校生とともにサツマイモ畑に変え、収益33万円を挙げたことからスタートしてございまして。2000年に、地域の子どもに向けた「寺子屋」を開設、2003年には、サツマイモを焼酎「やねだん」として加工することにより、収入の増加が図られてございまして。2006年には、そういう結果、余剰金が498万円にもなり、全世帯、122世帯ございましてけども、その1世帯に1万円のボーナスが出るまでになったわけで行います。高齢化にともなう空き家対策として、集落の空き家の修復をし、迎賓館と名づけた。その結果、芸術家が全国各地から居住するようになり、「ギャラリーやねだん」等で作品の展示や販売されているわけで行います。

続きまして、通山保育園のヨコミネ式教育法で行います。ヨコミネ式教育の目的は、人間の才能である心の力、学ぶ力、体の力をつけさせ、子どもたちが生まれ持っている「可能性」を最大限に引き出すための教育、これが目的で行いまして、園の概要といたしましては、社会福祉法人純真福祉会通山保育園、創立は、昭和55年2月、対象年齢0歳から就学前までで行います。定員は、60名で職員が22名で働いておられました。保育時間は、8時30分から18時まで、開園時間は、7時から午後の7時までで行います。保育目標は、人間としての全面発達を目指し、人格の基礎を培う。ということで行います。

主な事業内容は、延長保育、預かり保育、障害児保育、夜間保育・休日保育・通院サービスなど行っていらっしゃいました。

ヨコミネ式の成果としまして、3歳で集中して1時間の自学自習ができること。4歳で絶対音感を身につけ、複数の楽器を演奏できる。5歳で小学校2年生レベルの読み書きそろばん、計算ができる。6歳で逆立ち歩きや側転、跳び箱10段などができる、成果でございます。

続いて大崎町でございますけれども、大崎町は、鹿児島県東南部の大隈半島の東側に位置しまして、人口が1万4,981人で農業・林業・水産業が盛んであり、生産額では、ブロイラー、肉用牛、みかん、豚、さつまいも、米の順となっております。漁業は、沿岸漁業でチリメン生産が主でございます。平成18年度環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」におきまして、ごみリサイクル率80%を達成し、全国第1位に輝いていらっしゃいます。

取り組みといたしまして、「環境にやさしい資源循環型のまちづくり」を目指して、住民と行政の協働活動で28品目にわたるごみの分別収集を行っていらっしゃいます。

ごみの分別以外に、住民組織「衛生自治会」と行政が連携して取り組んでおられる「菜の花エコプロジェクト」、行政の「チーム・マイナス6%」をスローガンにした地球温暖化防止活動実行計画に基づく率先行動、商工会と行政が連携し、住民参加型の温暖化対策を推進する「省エネ家族・応援プラン」など多様な主体が連携しながら実践していらっしゃいます。

また、同町の民間廃棄物回収業者「そおりサイクルセンター」が、プロジェクトの要の施設であり、年間6,000万円でごみ処理事業を委託していらっしゃいます。それとは、別に生ごみ処理費として1キロ7円50銭を支払っておられ、トータル約8,000万くらいの事業費となっております。

回収された生ごみと草木は、4か月半かけて有機質な堆肥となり、菜の花プロジェクトでは、生産された菜種油とともに、町の所有物として年間700万円の売り上げとなっております。プロジェクト前のごみ埋め立て処理費が年間9,000万円だったことから税金の節約につながっていると思っております。

まとめといたしまして、まず柳谷集落でございますけれど、柳谷集落には、有線放送設備がありまして、父の日、母の日、また敬老の日には異郷にいる出身者からの心のこもったメッセージが放送され、村人の心をつなぐ役割を果たしておられます。

また、畜産農業の悪臭改善策といたしまして、土着菌を製造販売をし、畜舎に敷くことで臭いがほとんどなくなる等、衛生面の向上に役立っているわけでございます。以上のような活動の結果、Uターン現象や「迎賓館」事業の効果により、2007年以降集落の人口は増加に転じております。

強力なリーダー、豊重哲郎自治公民館長のもと、その熱意とアイデアに負うところが

多いわけですが、その当時、高齢化と空き家が目立つなか、集落存亡の危機感をバネに住民総出で協力し合い地域再生を果たしているところでした。

2番目、通山保育園のヨコミネ式教育法でございます。これは理事長、横峯吉文氏、これはプロゴルファーの横峯さくらさんのおじさんになられる方でございますけども、その方の強力な信念と指導力、シンプルでありながら独特な考え方を職員一同よく理解し、指導していらっしゃいます。できない子、ダメな子は一人もいないという考え方のもと、子どもたちが本来持っている「力」を引き出すだけで、指導者が教える訳でもなければ、特別なスパルタ教育もない。ちょっと難しいことに挑戦させるということと子どもたちの競争原理を利用し、やる気のスイッチが入る環境をつくることが大切であるとしていらっしゃいます。

特に毎日、朝8時30分から全員で行われます50メートル走では、順位をつけ、またハンディをつけて走りに変化をつけ、30分間走り込んでいらっしゃいます。子どもたちはいきいきと成果をあげ、その姿が保護者との信頼関係を築く土台になっていると思っております。全ての子が年長で基礎学力を付けて学校にあがるという方針であり、現在、学童保育も市の委託を受けて行っていますが、小学校との正式な連携が課題であるのではないかと思っております。

続いて、大崎町でございますけども、大崎町は、市町村合併の道を歩まず、単独の道を選んでおられます。もともと焼却施設は持っておられず、全て埋め立ての処理を行ってきただけで、ごみ問題に対する危機感が全町あげての資源循環型社会の構築を目指す、大きな原動力となっております。「混ぜればごみ、分ければ資源」のキャッチフレーズのもと、徹底した分別収集への取り組みには、各衛生自治会組織の地道な活動が重要な役割を果たしていると思っております。

また、特筆すべきは、当初役場職員が町内152か所の収集場に配置され、ボランティアで半年間、朝、立ち会ってごみの分別の指導をされ、町民との信頼関係を築いたことではなかろうかと思っております。現在でも、集落担当職員制度が設けられておまして、年1回は必ず自治会に顔を出し、年間の行政報告も行っているようでございます。

そして、粗大ごみにつきましては、予約電話で各家庭まで回収に出向き、月1回は無料とされております。また、収集された粗大ごみは、リサイクルセンター内で一律1,000円で販売されております。このきめ細かい仕組みが町民の信頼とやる気を引き出し、理解と協力を得ることにつながっており、本当の意味の住民と行政の協働活動の結果として、リサイクル率全国1位の偉業が成し遂げられたと確信するものでございます。

日本は昔から、「100聞は一見にしかず」という言葉がございます。またわたし自身座右の銘にしておりますけども、「100の感動も実行無ければ無に等しい」という言葉をわたしは座右の銘にしております。このたびの3か所の行政視察で得ました事柄、

感動しました事柄を1つでも多く、町職員の皆さまと協力してまた町民のため、行政に生かしていかなければならないと強く思ったしだいでございます。

なお、早速来年の1月7日には、通山保育園の副園長先生を迎え、保育士、保護者を対象にした子育ての研修会を開催する運びになっております。以上で教育民生常任委員会の行政視察報告を終わります。

**○議長（野口俊明君）** ただいまの教育民生常任委員長からの行政視察調査報告に対して、質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（野口俊明君）** これで、教育民生常任委員会の行政視察調査の報告についてを終わります。

---

### 散会報告

**○議長（野口俊明君）** 以上で、本日の日程は終了しました。次会は、12月14日に会議を開き一般質問を行いますので、9時30分までに本会議場に集合してください。

ここで、大山3チャンネルの議会中継をご覧いただいていますみなさんにご案内しますが、本定例会における一般質問を通告された議員は12人ですので、一般質問は、12月14日と15日の2日間行います。

議会では、12月15日の一般質問終了後に、大山町名和地域休養施設「夕陽の丘山香荘」の今後の利活用について、議員討論会を開催し、テレビ中継を行いますので、是非ご覧ください。本日は、これで散会します。ご苦労さんでした。

---

午後12時14分 散会